船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

		運輸安全委員会(海事専門部会)議決
事故等番号	2008門第15号	
事故等名	油送船第三昌宝丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年4月23日05時40分ごろ	
発生場所	山口県宇部市港町ふ頭	岸壁(北緯33°56.6′東経131°14.6′付近)
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年	10月10日 門司・地方事故調査官が海難報告書を精査
	平成20年	F10月27日 船舶所有者から海難工事見積書及び修繕落成証
	を入手	
	平成20年12月3日 第三昌宝丸船長兼所有者代表(本事故時機関	
	長)、(機関長(本事故時下船中))及び修理業者の口述聴取	
	原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種·船名·総トン数	油送船 第三昌宝丸 199トン	
船舶番号	132461	
船舶所有者等	昌宝汽船有限会社	
乗組員等に関する情報	機関長 五級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	第1発電機用原動機の冷却海水ポンプ用ゴム製インペラ(以下「インペラ」という。)損 傷並びに全気筒のピストン及びシリンダライナ焼損	
事故等の経過	本船は、C重油を積載して徳山下松港を宇部港向け発し、同港に入港した。 機関長は、航海中、ボイラー運転のため第1発電機を始動し、宇部港停泊中もそのま ま船内電源用として使用していた。 翌日、機関長は、機関室の点検中、平成20年4月23日05時40分ごろ、第1発電機	
	用原動機から白煙を発しているのを認め、同原動機を停止して点検したところ、冷却	
	海水ポンプのインペラが損傷しているのを発見した。 その後、造船所で同原動機を開放して点検した結果、全気筒のピストン及びシリンダ	
	ライナの焼損が判明し、修理された。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	あり
	判明した事項の解析	次のことから、第1発電機用原動機が冷却阻害で故障したも
		のと考えられる。
		①冷却海水ポンプのインペラが全て折損していた。
		②インペラの損傷は以前にも発生している。
		③インペラの定期的な点検を行っていない。
原因	本インシデントは、本船が、第1発電機用原動機の冷却海水ポンプを定期的に開放するなどしてインペラの点検を十分に行っておらず、インペラが損傷して冷却海水が途	
	絶えたため、同原動機の冷却が阻害され、同原動機が故障したことにより発生したも	
	のと考えられる。	